

芦屋市情報公開条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第13条 公開請求に係る公文書に国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下この条，第16条及び第17条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは，実施機関は，公開決定等をするに当たって，当該情報に係る第三者に対し，公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して，意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 実施機関は，第1項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において，公開決定をするときは，公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において，実施機関は，公開決定後直ちに，当該意見書（第16条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し，公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(審査請求)</p> <p>第16条 公開決定等又は公開請求に係る<u>不作為</u>について不服のある者は，実施機関（消防長及び病院事業管理者を除く。）に対し，<u>審査請求</u>をすることができる。</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第13条 公開請求に係る公文書に国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人及び公開請求者以外の者（以下この条，第16条及び第17条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは，実施機関は，公開決定等をするに当たって，当該情報に係る第三者に対し，公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して，意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 実施機関は，第1項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において，公開決定をするときは，公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において，実施機関は，公開決定後直ちに，当該意見書（第16条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し，公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(不服申立て)</p> <p>第16条 公開決定等について不服のある者は，<u>市長又は実施機関に対し，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て</u>をすることができる。</p>

改正案	現 行
<p>2 <u>前項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条の表に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p> <p>(2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。）</u></p> <p>4 <u>議会の公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、議会は、前項各号のいずれかに該当する場合を除き、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p> <p>6 <u>第3項又は第4項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を</u></p>	<p>2 <u>前項の規定による不服申立てがあった場合は、市長又は実施機関（この項において議会を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>裁決又は決定で、不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p> <p>3 <u>議会の公開決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、議会は、前項各号のいずれかに該当する場合を除き、芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。</u></p> <p>4 <u>前2項の規定により諮問をした市長又は実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) <u>公開請求者（公開請求者が不服申立人又は参加人である場合を</u></p>

改正案	現 行
<p>除く。)</p> <p>(3) 当該<u>審査請求に係る公文書の公開</u>について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続）</p> <p>第17条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 公開決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <u>審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）</u>を変更し、当該<u>審査請求に係る公文書</u>を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>除く。)</p> <p>(3) 当該<u>不服申立てに係る公開決定等</u>について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>（第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続）</p> <p>第17条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 公開決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する裁決又は決定</p> <p>(2) <u>不服申立てに係る公開決定等</u>を変更し、当該<u>公開決定等に係る公文書</u>を公開する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>

芦屋市個人情報保護条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (省略)</p> <p>第4章 開示, 訂正及び利用停止</p> <p> 第1節～第4節 (省略)</p> <p> 第5節 <u>審査請求</u> (第40条・第41条)</p> <p>第5章・第6章 (省略)</p> <p>附則</p> <p> (個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号) <u>第2条の表</u>に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告するものとする。</p> <p>4・5 (省略)</p> <p> (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第40条第4項及び第41条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (省略)</p> <p>第4章 開示, 訂正及び利用停止</p> <p> 第1節～第4節 (省略)</p> <p> 第5節 <u>不服申立て</u> (第40条・第41条)</p> <p>第5章・第6章 (省略)</p> <p>附則</p> <p> (個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第6条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 市長は、前2項の規定による届出があったときは、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号) <u>第2条</u>に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告するものとする。</p> <p>4・5 (省略)</p> <p> (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第40条第4項及び第41条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三</p>

改正案	現 行
<p>当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定するときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第40条第3項及び第6項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5節 <u>審査請求</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>審査請求</u>）</p> <p>第40条 <u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服のある者は、実施機関（消防長及び病院事業管理者を除く。）に対し、審査請求をすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u></p>	<p>者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定するときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第40条第2項及び第4項において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5節 <u>不服申立て</u></p> <p style="text-align: center;">（<u>不服申立て</u>）</p> <p>第40条 <u>開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服のある者は、市長又は実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による不服申立てがあった場合は、市長又は実施機関（この項において議会を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てについての裁決又は決定をしなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u></p>

改正案	現 行
<p>(2) 裁決で、<u>審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合</u>（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p>	<p>(2) 裁決又は決定で、<u>不服申立てに係る開示決定等</u>（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。）を取り消し、又は変更し、<u>当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき</u>。ただし、<u>当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p>
<p>(3) 裁決で、<u>審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合</u></p>	<p>(3) 裁決又は決定で、<u>不服申立てに係る訂正決定等</u>（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、<u>当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。</u></p>
<p>(4) 裁決で、<u>審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合</u></p>	<p>(4) 裁決又は決定で、<u>不服申立てに係る利用停止決定等</u>（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、<u>当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。</u></p>
<p>4 <u>議会の開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為</u>について<u>審査請求</u>があったときは、<u>議会</u>は、前項各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>審査会</u>に諮問することができる。</p>	<p>3 <u>議会の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等</u>について<u>行政不服審査法による不服申立て</u>があったときは、<u>議会</u>は、前項各号のいずれかに該当する場合を除き、<u>審査会</u>に諮問することができる。</p>
<p>5 <u>前2項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u></p>	
<p>6 <u>第3項又は第4項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求人及び参加人</u>（<u>行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人</u>をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者</u>（これらの者が</p>	<p>4 <u>前2項の規定により諮問をした市長又は実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>不服申立人及び参加人</u></p> <p>(2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者</u>（これらの者が不</p>

改正案	現 行
<p><u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第41条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する裁決</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>	<p><u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第41条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する裁決又は決定</p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）<u>第2条の表</u>に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の手続等について定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第8条 この条例において「諮問実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>(1) 芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）<u>第16条第3項又は第4項</u>の規定により審査会に諮問をした実施機関</p> <p>(2) 芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）<u>第40条第3項又は第4項</u>の規定により審査会に諮問をした実施機関</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと、又は諮問実施機関に対し、公文書若しくは保有個人情報の提示を求めることができる。<u>この場合において</u>、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）<u>第2条</u>に規定する芦屋市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の調査審議の手続等について定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第8条 この条例において「諮問実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>(1) 芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）<u>第16条第2項又は第3項</u>の規定により審査会に諮問をした実施機関</p> <p>(2) 芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）<u>第40条第2項又は第3項</u>の規定により審査会に諮問をした実施機関</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(審査会の調査権限)</p> <p>第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと、又は諮問実施機関に対し、公文書若しくは保有個人情報の提示を求めることができる。<u>この場合においては</u>、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内</p>

改正案	現 行
<p>容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求に係る事件</u>に関し、<u>審査請求人</u>、<u>参加人</u>(<u>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。</u>)又は<u>諮問実施機関</u>(以下「<u>審査請求人等</u>」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること</u>その他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第10条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は<u>参加人</u>は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第11条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p> <p>第12条 <u>審査会</u>は、<u>第9条第2項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識</u></p>	<p>容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p> <p>3 (省略)</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立てに係る事件</u>に関し、<u>不服申立人</u>、<u>参加人</u>又は<u>諮問実施機関</u>(以下「<u>不服申立人等</u>」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること</u>その他必要な調査をすることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第10条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は<u>参加人</u>は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p> <p>第11条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(提出資料の閲覧)</p> <p>第12条</p>

改正案	現 行
<p><u>することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）</u>にあつては、<u>当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面</u>）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、<u>第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を</u>求めることができる。この場合において、審査会は、<u>第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p> <p>3 <u>審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 審査会は、<u>第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u> (答申書の送付等)</p> <p>第14条 審査会は、<u>諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p>	<p><u>不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を</u>求めることができる。この場合において、審査会は、<u>第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p> <p>2 審査会は、<u>前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u> (答申書の送付等)</p> <p>第14条 審査会は、<u>諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u></p>

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第22条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>	<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第22条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>

改正案	現 行
3～6 (省略)	3～6 (省略)

芦屋市の機関に出頭する者等の実費弁償に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法律の規定に基づき、<u>市の機関</u>の招請等により出頭し、又はその公聴会に参加した関係人、証人等の実費弁償に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法律の規定に基づき、<u>本市の議会、委員会又は委員（以下「機関」という。）</u>の招請等により出頭し、又はその公聴会に参加した関係人、証人等の実費弁償に<u>ついて定めることを目的とする。</u></p>

芦屋市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。</p> <p>2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。</p> <p>2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確</p>

改正案	現 行
<p>保する上で支障を生ずると認めるとき。</p> <p>(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。</p> <p>3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 （省略）</p>	<p>保する上で支障を生ずると認めるとき。</p> <p>(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。</p> <p>3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行つた退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 （省略）</p>

芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(公平委員会の報告)</p> <p>第4条 公平委員会は、毎年6月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。</p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>	<p>(公平委員会の報告)</p> <p>第4条 公平委員会は、毎年6月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。</p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>

芦屋市市税条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第7条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>審査請求</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (省略)</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第7条 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（<u>不服申立て</u>に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下本条中「申告等」という。）に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 (省略)</p>

芦屋市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p><u>(2) 審査の申出に係る処分の内容</u></p> <p><u>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</u></p> <p><u>(4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</u></p> <p><u>(5) 審査の申出の年月日</u></p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4・5 (省略)</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>2 審査申出書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p><u>(2) 審査の申出の趣旨及び理由</u></p> <p><u>(3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨</u></p> <p><u>(4) 審査の申出の年月日</u></p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面を添付しなければならない。</u></p> <p>4・5 (省略)</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</p>

改正案	現 行
<p>2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。</p> <p>3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>4 <u>委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。</u> (議事についての調書)</p> <p>第10条 書記は、<u>前3条</u>に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 (省略) (決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>主文</u> (2) <u>事案の概要</u> (3) <u>審査申出人及び市長の主張の要旨</u> (4) <u>理由</u></p> <p>2 (省略)</p>	<p>2 委員会は、弁明書の提出があつた場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p>3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 書記は、<u>前2条</u>に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 (省略) (決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。</p> <p>2 (省略)</p>

芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 教職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。</p> <p>2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は教育委員会がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 教職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。</p> <p>2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は教育委員会がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。</p>

改正案	現 行
<p>(2) 教育委員会が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の教職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。</p> <p>3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、教育委員会は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 （省略）</p>	<p>(2) 教育委員会が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の教職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至つたとき。</p> <p>3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、教育委員会は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>5～10 （省略）</p>

芦屋市建築審査会条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(庶務)</p> <p>第4条 <u>審査会の庶務は、建築指導又は都市計画に関する事務を所管する課において処理する。</u></p>	<p>(書記)</p> <p>第4条 <u>審査会に、書記若干名を置く。</u></p> <p>2 <u>書記は、市の職員のうちから市長が任命する。</u></p> <p>3 <u>書記は、会長の命を受け、審査会の事務に従事する。</u></p>

芦屋市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(審査請求)</p> <p>第25条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が、公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して<u>審査請求</u>をすることができる。</p>	<p>(異議申立て)</p> <p>第25条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が、公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して<u>異議申立て</u>をすることができる。</p>

芦屋市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現 行					
(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属 機関 の属 する 執行 機関	附属機関の 名称	担当事務	委員 定数	委員の構成	任期	附属 機関 の属 する 執行 機関	附属機関の 名称	担当事務	委員 定数	委員の構成	任期
市長	(省略)					市長	(省略)				
	芦屋市情報 公開・個人情報 保護審査 会	芦屋市情報公開 条例（平成14年 内 芦屋市条例第15 号） <u>第16条第3 項及び第4項並 びに芦屋市個人 情報保護条例 （平成16年芦屋 市条例第19号） 第40条第3項及 び第4項の規定 による諮問に関 する事項につい</u>	6人以 内	情報公開及び個人情 報保護に関して識見 を有する者	2年		芦屋市情報 公開・個人情報 保護審査 会	芦屋市情報公開 条例（平成14年 内 芦屋市条例第15 号） <u>第16条第2 項及び第3項並 びに芦屋市個人 情報保護条例 （平成16年芦屋 市条例第19号） 第40条第2項及 び第3項の規定 による諮問に関 する事項につい</u>	6人以 内	情報公開及び個人情 報保護に関して識見 を有する者	2年

改正案				現 行			
		<p>ての調査審議、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い並びに情報公開制度及び個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について意見を述べること。</p>				<p>ての調査審議、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い並びに情報公開制度及び個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について意見を述べること。</p>	
(省略)				(省略)			

行政不服審査法の概要

【概要】

- 現行行政不服審査法は、昭和37年に制定・施行されて以降、50年以上、本格的な改正なし。
- この間、国民意識の変化、**行政手続法の制定**(H5)や**行政事件訴訟法の改正**(H16)等の関連法制度の整備
⇒**公正性・利便性の向上等の観点**から、時代に即して抜本的な見直し

<経緯>

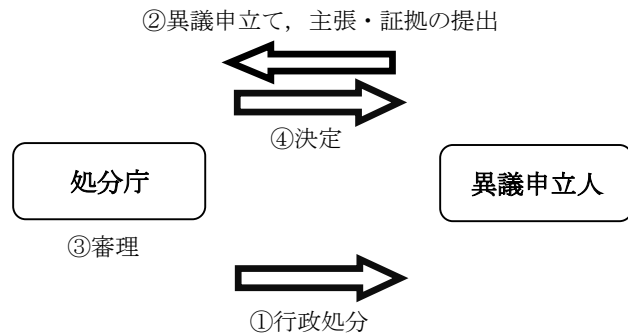
- ・1962(昭和37)年 行政不服審査法の制定(8/31)・施行(10/1)
- ・1993(平成5)年 行政手続法の成立(聴聞手続など事前手続の整備)
- ・2004(平成16)年 行政事件訴訟法の改正(出訴期間の延長、義務付け訴訟の法定など司法救済手段の充実)
- ・2007(平成19)年 「行政不服審査制度検討会最終報告」
- ・2008(平成20)年 「20年法案」国会提出 ⇒平成21年廃案
- ・2011(平成23)年 「行政救済制度検討チーム取りまとめ」(総務大臣と行政刷新担当大臣が共同座長)
- ・2013(平成25)年 「行政不服審査制度の見直し方針」(6月)(総務省決定)
- ・2014(平成26)年 行政不服審査法関連3法案 国会提出(3/14)・成立(6/6)・公布(6/13)

<改正法の概要>

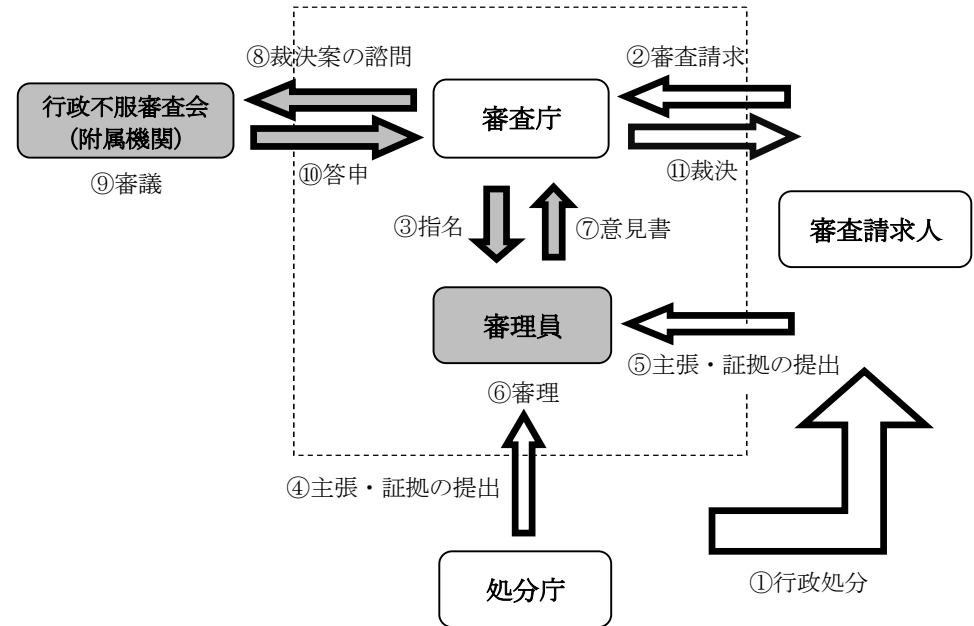
- 不服申立構造の見直し**(不服申立ての種類を原則として「**審査請求**」に一元化)
- 公正性の向上**
 - ・**審理員制度の導入**(原処分に関与していない等の要件を満たす「審理員」が審理手続を主宰)
 - ・**行政不服審査会等への諮問手続の新設**(審査庁の判断の妥当性を第三者機関がチェック)
 - ・**審査請求人等の手続保障の拡充**(口頭意見陳述における処分庁等への質問、提出書類等の謄写 など)
- 使いやすさの向上**
 - ・**審査請求期間を3か月に延長**(現行:60日)
 - ・**迅速性の確保等**(標準審理期間、争点等の整理手続、情報提供・公表の努力義務化 など)
- 救済手段の充実・拡大**
 - ・**裁決時(※)に併せて申請認容処分をとる措置を新設**(※)申請拒否処分や不作為が違法・不当である場合
 - ・**「処分等の求め」「行政指導の中止等の求め」等の手続を新設**(行政手続法)

不服申立て制度の概要について

異議申立て（改正前）



審査請求（改正後）



※色塗り部分は、行政不服審査法の改正により新設された手続

芦屋市情報公開条例及び芦屋市個人情報保護条例に係る 審査請求の手續について

1 審理員制度を適用除外とすることができる場合

改正行政不服審査法第9条第1項においては、審査請求がなされた審査庁は、原則として審理員を指名しなければならない旨を規定しているが、同項のただし書において、条例に基づく処分については、条例に特別の定めがある場合は、審理員の指名を要しないこととされている。

これは、情報公開条例等に基づく処分について、優れた識見を有する委員等で構成される情報公開審査会等が諮問を受けて実質的な審理を行うことにより、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されている場合などが想定されている。

2 国の審査請求に対する審査体制

国の情報公開制度及び個人情報保護制度に係る審査請求については、従前どおり国の第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会が実質的な審査を行うことにより、公正性が担保されていることから、審理員制度を適用除外とすることとしている。

3 芦屋市の審査請求に対する審査体制

本市では、現在、優れた識見を有する委員6名で構成される附属機関として設置された「芦屋市情報公開・個人情報保護審査会」が、不服申立てについて実質的な調査審議を行い、実施機関はその答申を踏まえて、不服申立てに対する決定を行うこととしている。

改正行政不服審査法における審理員及び行政不服審査会の機能を併せ持つ情報公開・個人情報保護審査会が、慎重審議することにより、公正性は既に担保されていることから、審理員制度は適用除外とする。

《審査請求に係る手續の流れ》

